

U-mobile*E for フレッツ重要事項説明

「電気通信事業法第 26 条（提供条件の説明）」に基づき、U-mobile*E for フレッツ(以下、「本サービス」といいます)の提供条件についてご説明いたします。以下に記載する内容は重要事項ですので、十分ご理解いただいた上で申し込みください。

<本サービスの概要>

サービス名称：U-mobile*E for フレッツ

サービス提供者：株式会社 U-NEXT

サービス内容：イー・アクセス株式会社が提供する回線とデータ通信を用いたインターネット接続サービス

<ご利用可能なエリア>

本サービスは電波を使用しているため、サービスエリア内であっても電波の届かないところや、サービスエリア外ではご利用いただけません。

<最大通信速度について>

本サービスにおける最大通信速度はベストエフォート（規格上の最大速度）であり、実効速度として保証するものではありません。

<月間データ通信量について>

一定時間以上継続して当社の電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供または他の契約者の利用に支障をきたす恐れがあると当社が認めた場合等に、事前に通知することなくその通信を切断または制限する場合があります。また、通信量が 3GB を超えた場合に、即時で通信速度制限を実施いたします。月間データ通信量は月初 0 時より積算したデータ通信量といたします。月間データ通信量は月末日 24 時にリセットし、速度制御も同時に解除させていただきます。制限通信速度は下り/上り 128kbps とさせていただきます。

<お問い合わせ窓口>

■U-mobile お客様サポートセンター

URL：http://mobile.unext.co.jp/support/form/

TEL：050-5846-4782 受付時間 平日 11:00～19:00（年末年始を除く）

<U-mobile*E の契約について>

「U-mobile*E for フレッツサービス契約約款」をお読みいただき同意の上お申し込みください。弊社ホームページ上でもご確認いただけます。

<個人情報の利用目的について>

1. 株式会社 U-NEXT（以下、「弊社」といいます）は、弊社の定める「個人情報の取り扱いについて」に基づき、ご本人様確認、契約の締結・履行・解除、料金・サービス提供条件の変更、配送、利用の停止・中止・契約解除の通知、料金の請求、資産・設備等の形成・保全、関連するアフターサービス、商品・サービスの改善・開発、商品サービスに関する電子メール・ダイレクトメール・電話・訪問などによるご案内、アンケートの実施、その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内において個人情報を利用させていただきます。
2. 弊社は、前項に定める利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を業務委託先および他の電気通信事業者に開示・提供いたします。

<U-mobile*E for フレッツに関する業務の一部再委託について>

弊社は、U-mobile*E for フレッツサービスの利用に必要な EM Chip の発送業務について、イー・アクセス株式会社または当社が選定する委託先事業者に委託することがあります。あらかじめご了承のうえお申し込みいただけますようお願いいたします。

<ご利用開始までの進捗状況のご確認について>

お申し込みからご利用開始までの期間の、お申し込み進捗状況のご確認は、U-mobile お客様サポートセンターまでお問い合わせいただけますようお願いいたします。

<料金について>

以下料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

U-mobile*E for フレッツに係る基本利用料

料金種別	月額料金
U-mobile*E for フレッツ	1,886 円 (税抜)

その他の費用

料金	単位	料金額
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000 円 (税抜)
EM Chip 再発行手数料	1 契約ごとに	2,000 円 (税抜)

ユニバーサルサービス料

区分	料金額
ユニバーサルサービス料	2 円 (税抜)

•本サービスの料金及びその他の費用（料金等）として、「基本利用料」に加え、「契約事務手数料」及び手続に関する料金などをご請求させていただきます。お客様の帰責事由に基づき EM chip を再発行する場合には「EM chip 再発行手数料」をご請求させていただきます。•「基本利用料」に加えて、「ユニバーサルサービス料」を請求させていただきます。なお、「ユニバーサルサービス料」は、半年ごとに改正されます。

<「基本利用料」の計算およびお支払いについて>

サービス開始日	本サービスの提供開始日は、初回通信を実施した日をサービス提供開始日とします。ただし、EM Chip が着荷した日が属する月（以下「EM Chip 着荷月」といいます。）の月末までに当社が初回通信を認識出来ないときは EM Chip 着荷日をサービス提供開始日とします。
契約開始月等の「基本利用料」のお支払い	サービス開始日の属する月の翌月から「基本利用料」が発生します。
解約月の「基本利用料」のお支払い	解約日の属する月の「基本利用料」が発生します。なお、サービス提供開始日が属する月が解約月となる場合には、当月の「基本利用料」が発生します。

<オプションサービスについて>

オプションサービス	サービス内容	月額使用料
PC+Android セキュリティ	PC と Adnroid 端末を合わせて 3 台までセキュリティが可能。 ※本ソフトは本サービス 1 契約につき、1 ライセンスのみ提供します。1 ライセンスでパソコンまたはアンドロイド端末を最大 3 台まで同時に利用できます。 ※その他サービス詳細は、以下 URL に記載しております。 http://mobile.unext.co.jp/	350 円（税抜）
遠隔サポートサービス（U）	PC・スマートフォンの初期設定や基本動作、セキュリティーソフト・インターネット接続・外部機器・SNS などの設定や接続、基本動作を専門のスタッフがお電話や遠隔で幅広くサポート。 サポート対象：アンドロイドスマートフォン、タブレット、iPhone、パソコン（Windows・Mac） ※その他サービス詳細は、以下 URL に記載しております。 http://mobile.unext.co.jp/	500 円（税抜）
端末保証お見舞金（U）	解約日の属する月の「基本利用料」が発生します。なお、サービス提供開始日が属する月が解約月となる場合には、当月の「基本利用料」が発生します。モバイル通信機器（PC、携帯電話、タブレット端末、ゲーム機 etc）のトラブル時に最大 5 万円を保証。 ※1 契約者かつ 1 申込あたり 1 年につきご利用上限回数を 2 回かつ上限金額 5 万円を上限とし、当社が別途定める期日までに契約者に対し定額のお見舞金をお支払致します。 ※サービス開始日は申込月の翌月 1 日より開始と致します。利用開始月の月額料金の支払いは要しません。 ※お見舞金の支払い対象として、対象端末は保証事故発生日から 180 日間と致します。 ※本サービスにおける見舞金の請求を行うときは、規約別紙に定める方法により当社への申請が必要となります。 ※本サービスを解除する場合、解除希望日の属する月の 20 日までに当社所定の方法により当社に通知頂く必要がございます。 ※その他サービス詳細は、以下 URL に記載しております。 http://mobile.unext.co.jp/	500 円（税抜）
ライフサポートパック（U）	日常生活に起こる様々なトラブルをお電話一本で解決するサービス。 カギ、水回り、ガラスのトラブルをはじめ、自動車、バイクのロードサービスまで対応致します。 ※その他サービス詳細は、以下 URL に記載しております。 http://mobile.unext.co.jp/	300 円（税抜）

※すべてのオプションサービスは、申込月の月額使用料は無料となり、解約月は満額でご請求させていただきます（月途中で解約された場合、月額使用料の日割計算は行いません）。また、一度解約された場合、再申込の対応は致しません。

<契約内容の変更または解約について>

- 契約内容の変更または解約の際は、U-mobile お客様サポートセンターへご連絡ください。

<ご解約時の条件等>

- 本サービス解約後、EM chip は弊社の指定する宛先へ返却いただく必要があります。

U-mobile*E for フレッツサービス契約約款

平成 29 年 1 月 1 日版

株式会社 U-NEXT

第 1 章 総則

(約款の適用)

第 1 条 株式会社 U-NEXT（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号、以下「事業法」といいます。）その他の法令の規定に基づき、この U-mobile * E for フレッツ契約約款（料金表を含みます。以下「本約款」といいます。）を定め、これにより U-mobile * E for フレッツサービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

(約款の変更)

第 2 条 当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第 3 条 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 U-mobile * E for フレッツ	イー・アクセス株式会社(以下、「イー・アクセス」といいます)の MOBILE 通信サービス契約約款(データ通信編)に基づき提供される電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス
4 本サービス取扱所	(1) 本サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所
5 加入契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
6 契約者	当社と加入契約を締結している者
7 移動無線装置	加入契約に基づいて、陸上（河川、湖沼および日本国の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナ及び無線送受信装置
8 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、または受けるための当社の電気通信設備
9 契約者回線	加入契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
10 EM Chip	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社が本サービスの提供にあたり契約者に貸与するもの
11 協定事業者	本サービスを提供するために当社が別に指定する協定事業者、特定協定事業者または指定協定事業者のこと
12 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
13 自営端末設備	当社が別に定める端末設備以外の端末設備
14 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者（事業法第 9 条の登録を受けた者または事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
15 自営端末設備等	自営端末設備および自営電気通信設備
16 技術基準等	端末設備等規則（昭和六十年四月一日郵政省令第三十一号）で定める技術基準および当社が総務大臣の登録を受けて定める IP 通信網サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件
17 消費税相当額	消費税法（昭和六十三年十二月三十日法律第八号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 2 章 本サービスの種類

(本サービスの種類)

第 4 条 本サービスには、次のサービスがあります。

サービスの種類
U-mobile*E for フレッツ

第3章 契約

(加入契約の単位)

第5条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の加入契約を締結します。

(加入契約申込みの方法)

第6条 加入契約の申込みは、本約款を承諾の上当社所定の方法により行うものとします。

2 加入契約の申込者が20歳未満の個人である場合には、加入契約の申込みにあたり法定代理人の同意を要し、法定代理人は、本約款に定める加入契約の申込者の義務につき、加入契約の申込者と連帯して保証するものとします。

(申込みの承諾)

第7条 当社は、加入契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 当社が、加入契約の申込みを承諾する日は、当社所定の方法により加入契約の申込みを受け付けた日とします。

3 当社は、本条1項および2項の規定にかかわらず、次の場合には、その加入契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第6条(加入契約申込みの方法)に基づき申込みされた内容に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。

(2) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(3) 加入契約の申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。

(4) 第36条(契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

(5) 加入契約の申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止された加入契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。

(6) 加入契約の申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」といいます。)、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者であるとき、または反社会的勢力であったと判明したとき。

(7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

4 当社は、前項の規定により、加入契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ申込者にその理由等を当社所定の方法で通知します。

(提供開始日)

第8条 本サービスの提供開始日は、初回通信を実施した日をサービス提供開始日とします。ただし、EM Chipが着荷した日が属する月(以下「EM Chip着荷月」といいます。)の月末までに当社が初回通信を認識出来ないときはEM Chip着荷日をサービス提供開始日とします。

(本サービスの種類の変更)

第9条 本サービスの種類変更の際には、変更前の加入契約の解除を行い、新たに加入契約の申込みをしていただきます。

(契約者識別番号)

第10条 本サービスの契約者識別番号は、1の契約者ごとに当社が定めます。

2 当社は、技術上および業務上やむを得ない理由がある場合は、契約者識別番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、契約者識別番号を変更する場合は、あらかじめそのことを契約者に当社所定の方法で通知します。

(利用の一時中断)

第11条 契約者は、本サービスを一時中断することができます。

2 当社は、契約者から前項の請求があった場合は、本サービスの一時中断(その契約者識別番号を他に転用することなく、本サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(契約者の氏名等の変更)

第12条 契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所について変更があった場合は、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の場合において、料金表に特段の定めがあるときはその定めるところによります。

3 第1項の届出があったときは、契約者は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(利用権の譲渡の禁止)

第13条 利用権(契約者が加入契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)は、譲渡することができません。

(契約者が行う加入契約の解除)

第 14 条 契約者は、加入契約を解除しようとする場合は、そのことを本サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行う加入契約の解除)

第 15 条 当社は、第 23 条（利用停止）の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、当該利用停止が終了したのちに本サービスを再び利用した場合に、利用停止の原因となった事実と同一または類似の事実を行ったと知ったときは、その加入契約を解除することができます。

2 当社は、契約者が第 23 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が判断したときは、前項の規定にかかわらず、その加入契約を解除することがあります。

3 当社は、契約者が第 36 条（契約者の義務）第 1 項第 4 号のいずれかの行為を行った場合、とくに当該行為の解消にかかる催告を要せず、直ちに、その加入契約を解除することができます。

4 当社は、契約者に対し第 37 条（是正措置）に基づく是正措置を求めた場合において、当該契約者が所定の期間内に当該是正措置を講じなかったと当社において認めるときは、何らの催告を要せず、直ちに、その加入契約を解除することができます。

5 当社は、契約者が以下の事由に該当した場合、その加入契約を解除することができます。

(1) 契約者が、暴力団等、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者である場合、または、反社会的勢力であったと判断した場合。

(2) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合。

(3) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合。

(4) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合。

(5) 契約者自ら、または第三者を利用して、自身や、その関係者が暴力団等である旨を当社に認知させるおそれのある言動、態様をした場合。

(その他の提供条件)

第 16 条 本サービスに関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第 4 章 EM Chip の貸与等

(EM Chip の貸与)

第 17 条 当社は、契約者に対し EM Chip を貸与します。この場合、貸与する EM Chip の数は、1 の契約につき 1 つとします。

2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない場合は、当社が貸与する EM Chip を変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを当社所定の方法で契約者に通知します。

(EM Chip の返還)

第 18 条 契約者は、次の場合、当社所定の方法により EM Chip を本サービス取扱所へ速やかに返還するものとします。

(1) その EM Chip の貸与に係る本サービスの契約解除があったとき。

(2) その他、EM Chip を利用しなくなったとき。

2 契約者は、第 17 条（EM Chip の貸与）第 2 項の規定により、当社が EM Chip の変更を行った場合、変更前の EM Chip を返還するものとします。

3 契約者は第 1 項の場合において、契約者が EM Chip を返還しなかったときは、第 1 項各号の通知があった日から経過の期間に対応する月額利用料の額を当社に支払うものとします。

(EM Chip の管理責任)

第 19 条 契約者は、EM Chip を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

2 契約者は、EM Chip が盗難、紛失または毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社は、第三者が EM Chip を利用した場合であっても、その EM Chip の貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取扱います。

4 当社は、EM Chip の盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

第 5 章 通信

(サービス区域)

第 20 条 本サービスのサービス区域は、イー・アクセスの EMOBILE 通信サービス契約約款(データ通信編)に準ずるものとします。

(通信利用の制限)

第 21 条 本サービスの通信利用の制限については、イー・アクセスの EMOBILE 通信サービス契約約款(データ通信編)に準ずるものとします。

第 6 章 利用中止および利用停止

(利用中止)

第 22 条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社もしくは協定事業者の電気通信設備の保守および工事上やむを得ないとき。

(2) 第 21 条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に当社所定の方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(利用停止)

第 23 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、当社が指定する支払期日を経過してもなお支払わないとき。

（支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できない場合を含みます。以下、この条において同じとします。）

(2) 加入契約に申込み時に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

(3) 第 36 条（契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めるとき。

(4) 契約者回線に自営端末設備等を当社の承認を得ずに接続したとき。

(5) 第 12 条（契約者の氏名等の変更）の定め違反したとき、もしくは同条の規定により届け出た内容について虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

2 当社は前項の規定により、本サービスの利用を停止するときは、原則としてそのことを会員に通知することはありません。

第 7 章 料金等

(料金)

第 24 条 当社が提供する本サービスの料金は、基本利用料、ユニバーサルサービス料および手続きに係るものとし、料金表に定めるところによります。

(基本利用料の支払義務)

第 25 条 契約者は、本サービスの提供開始日から起算して加入契約の解除があった日までの期間（本サービスの提供開始日と解除または廃止があった日が同一の日である場合は、その日とします。）について、料金表に規定する基本利用料の支払を要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断および利用の停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本利用料および一時金（以下、総じて「利用料金」といいます。）に係るものの支払は、次によります。

(1) 第 11 条（利用の一時中断）の規定により、本サービスの利用の一時中断があったときは、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2) 第 23 条（利用停止）の規定により本サービスの利用停止があったときは、その期間中の利用料金の支払を要します。

(3) 前 2 号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の支払を要します。

区別	支払を要しない料金
契約者の責めによらない理由によりその本サービスを全く利用することができない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての基本利用料。

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われている場合は、その料金を返還します。

4 本条の規定にかかわらず、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第 26 条 契約者は、料金表第 3（ユニバーサルサービス料）に規定する料金の支払を要します。

2 当社は、ユニバーサルサービス料の日割りは行わず、契約者回線の提供の開始があったときは当該月分のその料金を請求するものとし、契約の解除があったときは当該月分のその料金は請求しません。

(手続きに関する一時金の支払義務)

第 27 条 契約者は、本サービスに係る契約の申込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けた場合、料金表第 1 表第 5（手続きに関する料金）に規定する料金の支払を要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除もしくはその請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われている場合は、その料金を返還します。

(料金の計算および支払い)

第 28 条 料金の計算方法および支払方法は、料金表通則に規定するものとします。

(割増金)

第 29 条 契約者は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(遅延損害金)

第 30 条 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。

(債権の譲渡)

第 31 条 当社は、本約款の規定により、支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部または一部を、当社が第三者に譲渡することがあります。

2 当社は、前項の規定により債権の譲渡を行う場合は、あらかじめ当社所定の方法によりその契約者に対して通知します。

(料金の再請求)

第 32 条 当社は、契約者が料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、料金の再請求をするものとします。

2 前項の場合において、当社は、再請求業務を第三者に委託することがあります。その際に要した費用は契約者の負担とさせていただきます。

第 9 章 料金の減額

(責任の制限)

第 33 条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかった場合は、その本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の料金の減額請求に応じます。ただし、契約者が当該料金の減額の対象となる本サービスが復旧した時点から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった場合は、契約者はその権利を失うものとします。また、天災または事変等その他の当社の責めによらない理由によりその本サービスが全く利用できない状態となる場合においては、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限りです。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る次の料金の合計額に限り料金の減額請求に応じます。

(1) 料金表第 1 表第 1（基本利用料）および第 1 表第 2（料金額）に規定する料金

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取扱います。

4 当社は、当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前項の規定は適用しません。

(免責)

第 34 条 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変更または消失したことにより損害を与えた場合、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

2 当社は、本約款等の変更により自営端末設備等の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術基準の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている自営端末設備等の改造等をしなければならなくなったときは、当社は、その変更に係る自営端末設備等の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

3 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

第 10 章 雑則

(承諾の限界)

第 35 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその契約者に通知します。ただし、本約款において特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(契約者の義務)

第 36 条 契約者は、次のことを遵守しなければなりません。

- (1) 端末設備（移動無線装置に限ります。） または自営端末設備等（移動無線装置に限ります。） を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは端末設備もしくは自営端末設備等の接続もしくは保守のため必要がある場合は、この限りではありません。
- (2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 端末設備もしくは自営端末設備等または EM Chip に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、または消去しないこと。
- (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様で本サービスを利用しないこと。なお、別記 2 に規定する禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(是正措置)

第 37 条 当社は、当社において、契約者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、契約者に対し、相当の期間を定め、当該行為の是正を求めることができるものとします。

- (1) 第 36 条（契約者の義務） 第 1 項第 4 号の定めるいずれかの行為に該当するおそれのある行為。
- (2) 消費者保護を目的とする法令の趣旨に照らし、消費者の誤認あるいは混同を惹起するおそれのある行為。

(不可抗力)

第 38 条 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、加入契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。

2 前項の場合に、当該加入契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

(通信の秘密の保護)

第 39 条 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を事業法第 4 条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用または保存します。

(個人情報等の保護)

第 40 条 当社は、個人情報等（本サービスの提供に関連して知り得た加入申込者の個人情報であって、前条（通信の秘密の保護）に規定する通信の秘密に該当しない情報をいいます。以下同じとします。）を、次の場合を除き、加入申込者以外の第三者に開示または漏洩しないものとし、かつ、本サービスの業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。

- (1) 加入申込者の同意を得て個人情報を利用するとき。
 - (2) 個人情報の保護に関する法律（平成一五年五月三十日法律第五十七号）第 16 条第 3 項第 4 号の定めに基づき、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者からの要請に応じるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法（昭和二十三年七月十日法律第三百一十一号）その他の法令の規定に基づき強制的処分等が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律（平成十三年十一月三十日法律第三百七十七号）第 4 条に基づき開示の請求があった場合には、開示請求の要件が充足されたときに限り当該開示の請求の範囲で個人情報等の一部を提供することがあります。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、加入申込者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(法令に規定する事項)

第 41 条 本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(分離条項)

第 42 条 本約款のいずれかの規定が法律に違反していると判断され、無効または実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効に存続しかつ実施可能とします。

(合意管轄)

第 43 条 当社は、契約者と当社の間で本約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(閲覧)

第 44 条 本約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(準拠法)

第 45 条 本約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国憲法によるものとします。

別記

1 契約者の地位の承継

相続により契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 インターネット接続機能等の利用における禁止行為

- (1) 電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為
- (2) (1) のほか、当社もしくは他社のインターネット関連設備の利用もしくは運営、または他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為または与えるおそれがある行為
- (3) 無断で他人に広告、宣伝もしくは勧誘する行為または他人に嫌悪感を抱かせ、もしくは嫌悪感を抱かせるおそれがある文章等を送信、記載もしくは転載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の著作権、肖像権、商標、特許権その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれがある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、または侵害するおそれがある行為
- (7) 他人を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、虐待等、児童および青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載または掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）もしくはマルチまがい商法を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (10) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）に違反する行為
- (11) インターネット接続機能により利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、または掲載する行為
- (13) 犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為
- (14) (1) から (13) のほか、法令または慣習に違反する行為
- (15) 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為
- (16) その他、当社サービスの運営を妨げる行為
- (17) 上記 (16) までの禁止行為に該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

料金表

通則

(料金の計算方法など)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本利用料は暦月によって計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、暦月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 2 当社は、基本利用料を合計した額を契約者へ請求します。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の暦月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金などの支払い)

- 8 契約者は、料金表に規定に基づく料金を、当社が定める期日までに、次の各号に定める方法により支払っていただきます。
 - (1) 当社が定める信販会社のクレジットカードによる支払い。
 - (2) その他当社が定める支払い方法。
- 9 料金および工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金額の表示)

- 10 本サービスに関する料金額の表示は税抜額を表示し、料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の臨時減免)

- 11 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金および工事費を減免することがあります。
- 12 当社は、前項の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを通知します。

第 1 表 料金

第 1 基本利用料

基本利用料の適用については、第 27 条（基本利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本利用料の適用				
(1) 基本利用料の料金種別の選択	ア 当社は、下表の左欄の契約に基づいて、本サービスを提供します			
	<table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>料金種別</th></tr></thead><tbody><tr><td>U-mobile * E for フレッツ</td><td>U-mobile * E for フレッツ</td></tr></tbody></table>	種類	料金種別	U-mobile * E for フレッツ
種類	料金種別			
U-mobile * E for フレッツ	U-mobile * E for フレッツ			

第 3 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第 31 条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

2 料金額

1 契約者識別番号ごとに月額

区分	料金額
ユニバーサルサービス料	2 円（税抜）

第 4 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第 32 条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

1 契約者識別番号ごとに月額

区分	内容						
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。						
	<table border="1"><thead><tr><th>料金種別</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>契約事務手数料</td><td>本サービスの申込みを行い、その承諾を受けたときは、2（料金額）に規定する契約事務手数料の支払いを要します。</td></tr><tr><td>EM Chip 再発行手数料</td><td>契約者より、EM Chip の紛失、盗難または毀損その他の理由により新たな EM Chip の貸与を請求し、その承諾を受けたときは、契約者は 2（料金額）に規定する EM Chip 再発行手数料の支払を要します。</td></tr></tbody></table>	料金種別	内容	契約事務手数料	本サービスの申込みを行い、その承諾を受けたときは、2（料金額）に規定する契約事務手数料の支払いを要します。	EM Chip 再発行手数料	契約者より、EM Chip の紛失、盗難または毀損その他の理由により新たな EM Chip の貸与を請求し、その承諾を受けたときは、契約者は 2（料金額）に規定する EM Chip 再発行手数料の支払を要します。
	料金種別	内容					
契約事務手数料	本サービスの申込みを行い、その承諾を受けたときは、2（料金額）に規定する契約事務手数料の支払いを要します。						
EM Chip 再発行手数料	契約者より、EM Chip の紛失、盗難または毀損その他の理由により新たな EM Chip の貸与を請求し、その承諾を受けたときは、契約者は 2（料金額）に規定する EM Chip 再発行手数料の支払を要します。						

2 料金額

1 契約者識別番号ごとに月額

料金種別	単位	料金額
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000 円 (税抜)
EM Chip 再発行手数料	1 請求ごとに	2,000 円 (税抜)

附 則

(実施期日)

1 本約款は、平成 26 年 3 月 1 日から有効となります。